

教職履修チェックシート <文化構想学部・文学部 中学一種社会>

【66条の6に定める科目】

	必要最低単位数	早稲田大学設置科目の一例 ※()は設置箇所	修得単位数【予定は()をつける】				合計修得(予定)単位数
			1年次	2年次	3年次	4年次以上	
66条の6	日本国憲法	2	「憲法」または「法学原論」(文構・文)				
	体育(実技)	2	「スポーツ実習I・II」(オープン)				
	外国語コミュニケーション	2	「必修EGC」(文構・文)				
	情報機器の操作	2	「基礎講義」(文構・文)				

※教育実習実施前年度までに2領域以上の修得が必要です。

【教職に関する科目(必修)】

教育職員免許法施行規則に定める科目		必要最低単位数	早稲田大学設置科目の一例 ※()は設置箇所	修得単位数【予定は()をつける】				合計修得(予定)単位数	
				1年次	2年次	3年次	4年次以上		
第二欄	に教育する意義等	教職の意義及び教員の役割	2 「教職概論」(教育) または 「教職論」(文構・文)			介護等体験 前提条件	教育実習 前提条件		
		教員の職務内容(研修、服務及び身分保障を含む。)							
		進路選択に資する各種の機会の提供等							
第三欄	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念ならびに教育に関する歴史及び思想	4 「教育基礎総論1」(教育) または 「教育学概論」(文・文構) 「教育制度総論」(教育) または 「教育制度論」(文構・文) ※注意(欄外を参照)				教育実習 前提条件		
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項							
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)							
第四欄	教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	1 「教育課程編成論」(教育)				教育実習 前提条件		
		各教科の指導法(社会) ※教科教育法は取得教科ごとに1~3すべてを修得する必要があります(中学免許取得の場合)。	6 1~3のいずれかに○をつける ⇒ 「社会科教育法1・2・3」(教育) 【各2単位】		1・2・3	1・2・3			3 ※1・2は教育実習 前提条件
		道徳の指導法	2 「道徳教育論」(教育)						
		特別活動の指導法	1 「特別活動論」(教育)						
		教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	2 「教育方法・技術論」(教育)						教育実習 前提条件
		生徒指導の理論及び方法	2 「生徒指導・進路指導論」(教育)						
進路指導の理論及び方法									
教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	2 「生徒理解と教育相談」(教育)								
第五欄	教育実習	5	「教育実習演習(3週間)」(教育)						
第六欄	教職実践演習	2	「教職実践演習」(教育)						
①「教職に関する科目(必修)」合計		31							

※「教育学概論1」と「教育制度論」、「教育基礎総論1」と「教育制度総論」はそれぞれセットとなっていますので、セットとなっている2科目の単位を修得してください。これ以外の組み合わせでの履修は不可とします。

※特別活動論は2019年度から単位数が変更となっております。2018年度以前に修得している場合、単位数が異なります。

【教科に関する科目(社会)】⇒必ず最新年度の「科目登録の手引き」に定められた通りに履修すること。

教育職員免許法施行規則に定める科目		必要最低単位数	修得単位数【予定は()をつける】				合計修得(予定)単位数
			1年次	2年次	3年次	4年次以上	
日本史及び外国史	必修科目	6					
	選択科目	—					
地理学(地誌を含む。)	必修科目	6					
	選択科目	—					
「法律学、政治学」	必修科目	2					
「社会学、経済学」	必修科目	2					
	選択科目	—					
「哲学、倫理学、宗教学」	必修科目	2					
	選択科目	—					
②「教科に関する科目(社会)」合計		20			※		

※教育実習にて当該教科を担当する場合、教育実習実施前年度までに16単位以上の修得が必要です。

【「教科又は教職に関する科目」および「教職に関する科目(選択)」】

		必要最低単位数	修得単位数【予定は()をつける】				合計修得(予定)単位数
			1年次	2年次	3年次	4年次以上	
「介護体験実習講義」		2					
その他		—	科目名	科目名	科目名	科目名	
「その他」として修得した科目名を記載してください⇒							
③「教科又は教職に関する科目」および「教職に関する科目(選択)」合計		2					

【合計】 ※66条の6を除く

	必要最低単位数※	修得単位数【予定は()をつける】				合計修得(予定)単位数
		1年次	2年次	3年次	4年次以上	
①「教職に関する科目(必修)」合計	31					
②「教科に関する科目(社会)」合計	20					
③「教科又は教職に関する科目」および「教職に関する科目(選択)」合計	2					
④総合計	59					

※必修として定められた科目の単位をすべて含んだうえで、かつ①～④の必要最低単位数以上の修得が必要です。